

武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(扶養手当) 第7条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ制度の相手方（武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）第2条第12号に規定するパートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付又は同号に規定するパートナーシップ制度と同等の制度であると市長が認める他の地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ制度の相手方であって、職員と同居し、かつ、生計を一</u>	(扶養手当) 第7条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	号の削除

<u>にしているものをいう。以下同じ。)</u>		
(2)から(6)まで	(1)から(5)まで	号の繰上げ
3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。	3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。	
(1) 扶養親族たる配偶者、<u>パートナーシップ制度の相手方、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。）</u> 6,000円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの（以下「行(1)4級相当職員」という。）の扶養親族たる配偶者、<u>パートナーシップ制度の相手方、父母等</u> 3,000円)	(1) 扶養親族たる父母等（前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの（以下「行(1)4級相当職員」という。）の扶養親族たる父母等 3,000円)	字句の削除 字句の改正
(2) 扶養親族たる子（前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） <u>9,000円</u>	(2) 扶養親族たる子（前項第1号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） <u>13,000円</u>	字句の改正 字句の改正
4 扶養親族たる子で満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（以下「<u>特定期間にある子</u>」という。）がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該<u>特定期間にある子</u>の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した	4 扶養親族たる子で満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものがある場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該<u>期間にある当該扶養親族たる子</u>の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	字句の削除 字句の改正

額とする。	5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	項の追加
第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて同	第9条 削除	条の改正

項第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後
にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、パートナーシップ制度の相手方、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級相当職員が行(1)4級相当職員以外の者とな

った場合

(4) 扶養親族たる配偶者、パートナーシップ制度の相手方、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級相当職員以外の者が行(1)4級相当職員となった場合

(5) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(通勤手当)

第10条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員別に規則で定めるところにより算出したその者の月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規

(通勤手当)

第10条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員別に規則で定めるところにより算出したその者の月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規

則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給対象期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃相当額」という。）が<u>55,000円</u>を超えるときは、支給対象期間につき、<u>55,000円</u>に支給対象期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃相当額を算出する場合において、1月当たりの運賃相当額の合計額が<u>55,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、<u>55,000円</u>に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額） (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、交通用具の使用距離等の事情を考慮して別に規則で定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（1月当たりの運賃相当額及	則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給対象期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃相当額」という。）が<u>150,000円</u>を超えるときは、支給対象期間につき、<u>150,000円</u>に支給対象期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃相当額を算出する場合において、1月当たりの運賃相当額の合計額が<u>150,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、<u>150,000円</u>に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額） (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、交通用具の使用距離等の事情を考慮して別に規則で定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（1月当たりの運賃相当額及	字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正
---	---	---

び前号に定める額の合計額が<u>55,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、<u>55,000円</u>に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額 3 (略)	び前号に定める額の合計額が<u>150,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、<u>150,000円</u>に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額 3 (略)	字句の改正 字句の改正
(住居手当) 第10条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 次条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、世帯主であるもの(配偶者又はパートナーシップ制度の相手方(配偶者及びパートナーシップ制度の相手方のいずれでもない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下この条において同じ。)が、第6条の2第3号に規定する施設その他規則で定めるものに居住する職員を除く。)のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、配偶者又はパートナーシップ制度の相手方が居住するための住宅を借り	(住居手当) 第10条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 次条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、世帯主であるもの(配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>)又はパートナーシップ制度の相手方<u>(武蔵野市男女平等の推進に関する条例(平成29年3月武蔵野市条例第1号)第2条第12号に規定するパートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付又は同号に規定するパートナーシップ制度と同等の制度であると市長が認める他の地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナ</u>	字句の追加 字句の追加

受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの	<u>一</u> <u>シップ制度の相手方であ</u> <u>って、職員と同居し、か</u> <u>つ、生計を一にしているも</u> <u>のをいう。以下同じ。)</u> (配 偶者及びパートナーシッ プ制度の相手方のいずれも ない職員にあっては、満18 歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある 子。以下この条において同 じ。) が、第6条の2第3 号に規定する施設その他規 則で定めるものに居住する 職員を除く。) のうち、満 34歳に達する日以後の最初 の3月31日までの間にある 者で、配偶者又はパートナ ーシップ制度の相手方が居 住するための住宅を借り受 け、月額15,000円以上の家 賃を支払っているもの	
2 及び 3 (略)	2 及び 3 (略)	
(特定職員についての適用除 外)	(特定職員についての適用除 外)	
第16条の2 (略)	第16条の2 (略)	
2 第4条第3項、第4項及び 第6項、第7条<u>から第9条ま</u> <u>で</u>、第10条の2、第13条、第 14条第2項並びに第15条の規 定は、別表第1の規定の適用 を受ける職員のうちその属す る職務の級が5級である職員 には適用しない。	2 第4条第3項、第4項及び 第6項、第7条、<u>第8条</u>、第 10条の2、第13条、第14条第 2項並びに第15条の規定は、 別表第1の規定の適用を受け る職員のうちその属する職務 の級が5級である職員には適 用しない。	字句の改正
3 第4条第2項から第7項ま で、第7条<u>から第9条まで</u>及	3 第4条第2項から第7項ま で、第7条、<u>第8条</u>及び第10	字句の改正

び第10条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (管理職員特別勤務手当) 第17条の2 第6条の3の規定の適用を受ける職員（以下この条において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に<u>勤務した</u>場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第13条の規定により、任命権者が勤務を要しない日に替えて他の日の勤務を免除し当該勤務を免除した日に勤務しなかった場合又は勤務時間条例第14条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>勤務を要しない日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (管理職員特別勤務手当) 第17条の2 第6条の3の規定の適用を受ける職員（以下この条において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に<u>勤務をした</u>場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第13条の規定により、任命権者が勤務を要しない日に替えて他の日の勤務を免除し当該勤務を免除した日に勤務しなかった場合又は勤務時間条例第14条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（勤務を要しない日又は休日に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	字句の改正 字句の改正 字句の追加 字句の改正
---	---	--

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（<u>当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした管理職員にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額</u>） (2) （略） 4 （略）	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした管理職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>）とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (2) （略） 4 （略）	字句の追加 字句の削除
---	---	---------------------------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置）
- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）又はパートナーシップ制度の相手方（武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）第2条第12号に規定するパートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付又は同号に規定するパートナーシップ制度と同等の制度であると市長が認める他の地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ制度の相手方であって、職員と同居し、かつ、生計を一にしているものを

いう。次項において同じ。)

」

と、同条第3項中「(2) 扶養親族たる子（前項第1号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 13,000円」とあるのは

「(2) 扶養親族たる子（前項第1号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 11,500円

(3) 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ制度の相手方（前項第6号に掲げる者（行(1)4級相当職員の扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ制度の相手方を除く。）をいう。） 3,000円

」

とする。

（提案理由）

一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正をするものである。